



平成 28 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 第一中央汽船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員
薬師寺 正和
問 合 せ 先 執行役員 企画部長 加藤 正
(TEL 03-5540-1911)

再生計画案提出のお知らせ

当社及び当社の 100%子会社である STAR BULK CARRIER CO., S.A. (以下、「STAR BULK」といいます。)は、本日、東京地方裁判所に対して、再生計画案をそれぞれ提出いたしましたので、お知らせいたします。概要は次のとおりです。

1. 当社

(1) 弁済率

- ① 100 万円以下の部分について：100%
- ② 100 万円を超える部分について：3%

(2) 弁済方法・時期

- ① 弁済方法：一括弁済
- ② 弁済時期：原則として再生計画案の認可決定確定日から 2 か月以内

(3) 全株式の無償取得及び増資の実施

平成 28 年 3 月 9 日付「出資契約書等締結のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、海事クラスターの皆様14社との間で出資契約書(うち1社との間では別途当社への資金の貸付に関する契約書)を締結しているところ、同年3月15日、あらたに3社との間で出資契約書を締結いたしました。あらたな出資契約書に基づく出資金は合計2億円となります。

これにより、出資金額は総額で24億9000万円となり、貸付金額は3億9000万円となります。

当社は、再生計画案において、既存の全株式を無償にて取得する旨の規定を定めており、再生計画案の認可決定が確定した後、これらを取得・消却した上で、第三者割当増資を行い、海事クラスターの皆様がこれを引き受けて出資し、新たな株主となります。

2. STAR BULK

(1) 弁済率

- ① 100 万円以下の部分について：100%
- ② 100 万円を超える部分について：3%

(2) 弁済方法・時期

- ① 弁済方法：一括弁済
- ② 弁済時期：原則として再生計画案の認可決定確定日から 2 か月以内

当社及びSTAR BULKは、上記出資契約を締結できたことから、再生計画案の提出期限である平成28年3月31日より前倒しで再生計画案を提出するものです。今後、東京地方裁判所より再生計画案を債権者集会の決議に付す旨の決定がなされますと、議決権を有する再生債権者の皆様に再生計画案及び議決票が送付されます(時期的には4月以降を想定しております)。当社といたしましては、債権者の皆様への弁済を極大化しつつ、当社及びSTAR BULKの早期かつ確実な再生をすべく再生計画案を取りまとめたもので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

当社は、当社海運事業の再生を目指して、今後とも全社一丸となって民事再生手続に取り組んで参る所存でございますので、皆様におかれましては、何卒ご理解・ご支援のほどよろしくお願いいたします。

以 上